袋井市内で樹木を植樹する場合、補助金を交付します

袋井市は、緑豊かなまちづくりの推進を目的とし、下記の工事費用の一部を補助します。

緑のいえなみ整備事業

道路に面した敷地内に、新たに樹木等を植樹又は設置し、緑の連続性及び周囲との調和に配慮した家並みを整備する事業です。

事業名	補助額
緑のいえなみ整備事業	補助対象経費×2/3 上限 **10**万円(基準額：25,600円/m)

対象経費

対象経費は以下の三つの場合に分かれます。

道路とフェンスの間に植樹する場合	道路と樹木のとの間にフェンスを併設する場合	フェンスを併設しない場合
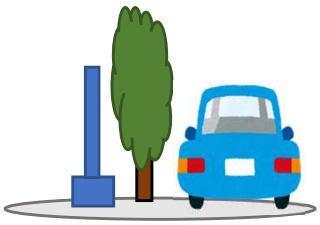	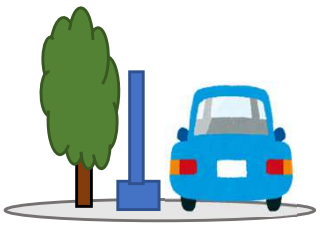	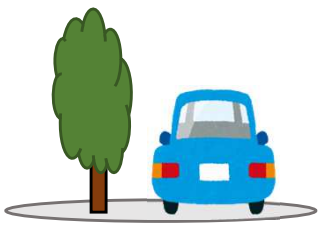
植樹、フェンス及びフェンスと一体となった花壇の設置に要する費用	植樹及びフェンスの設置に要する費用	植樹、花壇の設置に要する費用

補助対象の要件

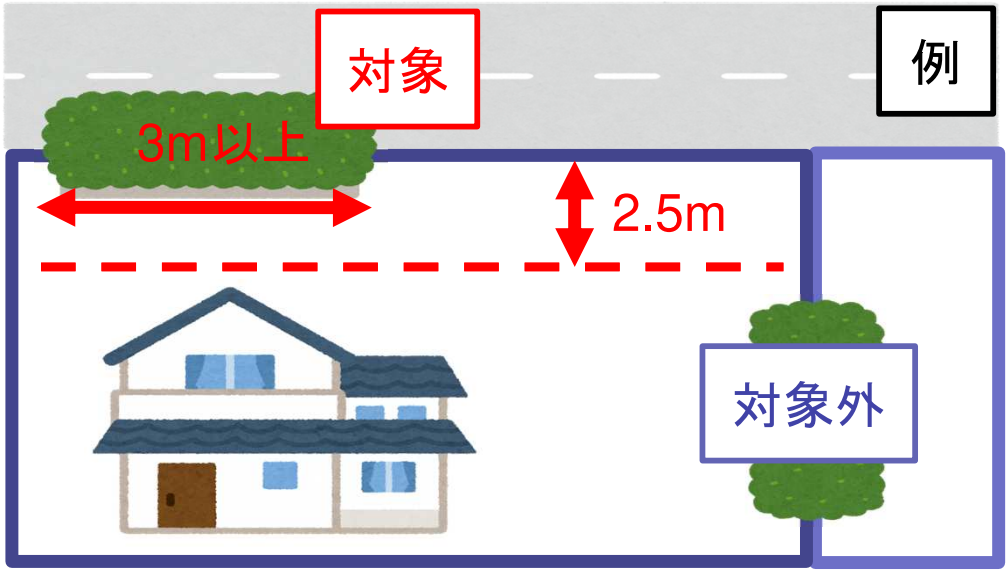

1　道路に面した敷地内であること。
2　道路と敷地の境界部(概ね2.5m以内)に、新たに延長が3m以上の樹木を植樹すること。
3　植樹する樹木が、中木の場合は1m当たり0.5本以上、低木の場合は1m当たり1本以上であること。(株立ち※ の場合は、1株を1本と算定すること。)

※ 株立ち･･･茎の根本から数本の茎が立ち上がっているもの。

4　植樹する樹木が、プランター等移動可能なものでないこと。
5　植樹、フェンス等を設置する際には、緑の連続性及び周囲との調和に配慮すること。
6　道路と樹木の間にフェンスを併設する場合には、先の要件に加えて、次の要件を満たすこと。

ア　フェンスの要件
①　基礎高が概ね60cm以下
②　基礎を除くフェンスの透過率が50%以上
③　基礎を含む全体の高さが1.2m以下

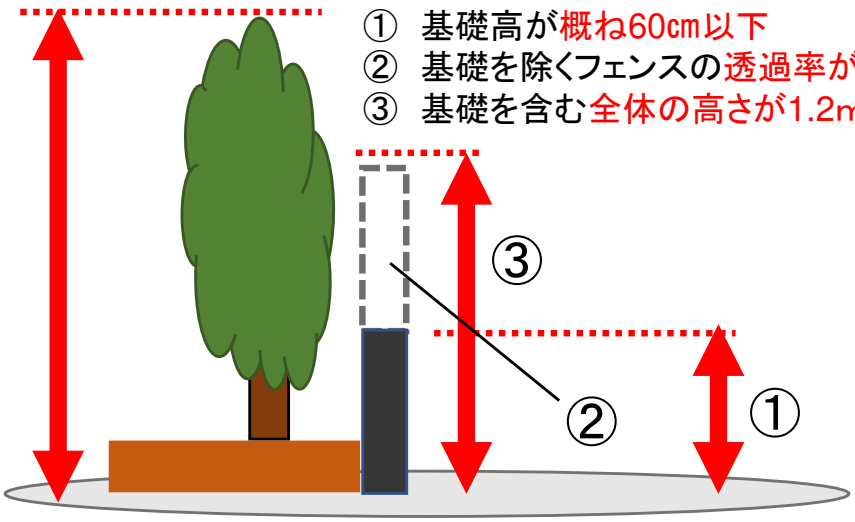

イ　樹木の要件
樹木の高さが基礎高より高いこと

7　袋井市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱（平成17年袋井市告示第20号）の改善事業により補助金の交付を受けた箇所でないこと。
8　その他補助金等により、国・県等の補助を受けていないこと。

申請方法

緑のいえなみ整備補助金交付申請書（様式第1号 ※）と必要な書類を添えて、維持管理課維持公園係まで提出してください。
※ 様式は担当窓口で受け取るか、市ホームページからダウンロードしてください。

補助金交付の流れ

1　申請書類はいえなみの整備を実施する前に提出してください。
2　申請書類を審査し適合している場合は「交付決定通知」を送付します。
3　いえなみが完成したら、実績報告書と請求書を併せて提出してください。
4　現地確認後、届け出た口座に補助金を振込いたします。

申請に係るご相談は、下記担当まで
お気軽にお問い合わせください。

【本制度に関する問い合わせ先】

袋井市　都市建設部　維持管理課　維持公園係
電話：0538-44-3165　FAX： 0538-42-3367　メール:kensetsu@city.fukuroi.shizuoka.jp